

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

秩父市農業委員会 平成30年 第4回 定例総会 議事録

1 会 期 平成30年4月23日（月）午後2時00分から
同 日 午後3時05分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 〔秩父市熊木町〕

3 出席した委員（13人）

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員（なし）

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第18号上程 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

議案第19号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(3件)
議案第20号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(11件)
議案第15号上程	農用地利用集積計画の決定について	(3件)
議案第16号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
日程第8	閉 議 ・ 閉 会	

6 出席した農地利用最適化推進委員（12人）

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	小林 弘	笠原 広久
第3区域	田口 俊夫	
第4区域	新井 一郎	大島 正一
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第5区域	高岸 義雄	
第6区域	長谷川 満	千島 初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員（2人）

第3区域	小久保 健司
第5区域	引間 勲

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主 幹	帆刈 敏晃
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主 幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸
主 幹	加藤 和彦		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（**糸 東男 会長**） ただいまから、秩父市農業委員会平成30年第4回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（**糸 東男 会長**） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（**糸 東男 会長**） 本日は全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（**糸 東男 会長**） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（**糸 東男 会長**） 異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 7番 新田 恭一 委員 及び 8番 豊田 恵男 委員のお二人にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（**糸 東男 会長**） 次に、諸報告を行います。 総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。 事務局長に説明をいたさせます。

斎藤 隆夫 事務局長 諸報告について説明いたします。 本日付け、報告文書をご覧ください。 このたびは、農地法第18条の規定による合意解約について1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。 本件は、平成29年12月における総会において、農用地利用集積計画について審議していただき、申し出のとおり決定していただいた経緯があります。 その内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定です。 このたび、平成30年3月28日に、合意により解約する旨、当事者から会長に宛てた通知を受領いたしました。 次に、この通知の取扱いについて報告いたします。 農地法第18条第1項本文では、当事者は、知事の許可を受けなければ、合意による解約をしてはならない、とありますが、同じく第1項ただし書きで、合意による解約が、その解約によって農地を引き渡すこととなる期限前6月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合は、知事の許可を受けずに解約の手続きをしてもよろしいことになっております。 また、同じく第18条第6項では、合意による解約が知事の許可を必要としないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

通知しなければならない、とあります。事務局といたしましては、当事者から合意解約書とともに、その旨の通知を書面により受領しておりますが、その内容を審査いたしましたところ、解約することについて合意が成立した日、30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。したがって、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないものとして成立していると判断いたしましたので、会長にその旨を報告した上で、専決により受理いたしましたので、ここに報告いたします。諸報告は以上でございます。

議長（条 東男 会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審 議 議 案 の 報 告

議長（条 東男 会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

斎藤 隆夫 事務局長 それでは、平成30年第4回総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第18号 農地法第3の規定による許可申請について が1件、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について が3件、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について が11件、議案第21号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第22号 農用地利用配分計画の意見について が1件、以上でございます。よろしく、お願いいたします。

議長（条 東男 会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第18号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

議長（12番 条 東男 会長） 次に、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井 幸男 主幹 番号1について説明いたします。譲受人は、〇〇さん、譲渡人は、△△さん 申請地は下吉田字井上田 1筆 59平方メートル、畑 1筆 767平方メートルで平成11年に相続により取得した農地です。案内図の 1ページをご覧ください。申請地は、吉田総合支所の西、180mの地点にあります。申請事由ですが、譲受人は現在下吉田に居住していますが、山間地域であり、生活が不便なため、申請地に隣接した家を農地とともに購入し、転居をする予定で

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

す。譲受人は現在、畑を1831平方メートルを所有しており、現地を確認したところ、管理された農地となっていますが、新たに取得する農地とともに今後も耕作を続ける予定です。農作業歴は38年の経験があり、また、農業機械の保有状況につきましては、軽トラック1台、耕運機3台、トラクター1台を所有しています。申請農地の作付け計画ですが、主に小松菜、白菜、大根、キュウリなど作付けする予定です。申請農地取得後の農地面積は2,657㎡になり、吉田地域の下限面積20aを超えており、今後もすべての農地を活用していく考えであること、農機具類もあることから、許可要件を満たしていると考えます。以上で終わります。

議長（12番 条 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番（高野 忠財 委員） 議案第18号に係る案件について意見を申し上げます。概要につきましては、ただいま、事務局が説明をしたとおりです。許可をすることによろしい案件であると考えます。

議長（12番 条 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（12番 条 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（12番 条 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案18号について採決をいたします。賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（12番 条 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

（挙手をする人あり）

議案第19号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （3件）

議長（12番 条 東男 会長） 次に、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事 それでは、番号1について説明いたします。申請者は、〇〇さん。申請地は、滝の上町 畑4筆 計123.75平方メートルで、平成26年

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

に相続により取得した土地です。案内図の 2 ページをご覧ください。申請地は、相生町交差点から北北東に約 260 メートル離れた場所にあり、立地の基準につきましても、市街化の著しい地域として第 3 種農地と判断しました。転用目的は、住宅用地の拡張です。申請事由ですが、申請地は隣接する宅地、原野とともに、申請者の亡き父が昭和 53 年頃より住宅敷地として使用していましたが、この度、申請者である息子さんが相続により譲り受けた際、当申請地が農地であることが発覚しました。既に住宅敷地として使用されていること、周辺の宅地化が進んでいること、農地への復旧が難しいこと等の理由から、引き続き宅地の一部として利用していきたいとして、始末書を添付のうえ、申請されました。

なお、隣接する宅地、原野を併せた道路後退部分を含む転用後の住宅敷地の合計面積は、489.67㎡となります。

隣接農地は申請者所有の畑のみであり、また、現地を確認しましたところ、申請地には母屋、物置がかかっており、住宅敷地への進入路部分となっております。説明は以上です。

帆刈 敏晃 主幹 それでは番号 2 について説明いたします。申請者は、〇〇さんで、申請地は、山田字横滝 田及び畑・7 筆・計 903.43 平方メートルで、7 筆の内 3 筆については平成 2 年に贈与、4 筆については平成 6 年に相続により取得した土地です。案内図の 3 ページをご覧ください。申請地は高篠中学校より道路を挟んだ西側にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。申請事由は、共同住宅の建築です。申請者は以前、本申請地の隣接地に農地転用許可を取得したうえで 2 棟の共同住宅を建て、アパートの賃貸経営をしております。本申請地は小中学校にも近く需要が見込めることから、このたびさらにもう 1 棟新築し経営したいとして転用申請されました。申請地は現在、梅や栗などの果樹がきれいに植栽されておりました。また、申請地の隣接農地所有者は申請者本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われれます。私からは以上です。

新井 幸男 主幹 それでは番号 3 について説明いたします。申請者は、〇〇さん、△△さんこの二人は子と母となります。申請地は 下吉田字新志 畑 1 筆 439 平方メートルで、昭和 50 年に相続により取得した土地です。案内図の 4 ページをご覧ください。申請地は、主要地方道皆野両神荒川線 龍勢会館前交差点から南約 100 メートルにあり、立地の基準につきましても、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。申請事由は住宅用地の拡張になります。申請地に隣接する宅地には昭

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

和20年ころより母屋と、その他、蚕などを飼った建物がありましたが、曳家をして家の角度を変えた経緯があり、その際に建物が申請地部分にはみ出てしまったと思われまふ。その後、蚕などを飼った建物を壊し、宅地上に新しく離れを建てましたが、建物の一部と浄化槽等が申請地に掛かってしまっており、またその南側にあります、かつて牛舎のあった部分は現在は更地となっており、駐車場として使用されています。現状、農地に復旧することも難しいとして、始末書添付のうゑ今回の申請となりました。なお、申請地は現在、隣接する宅地145.08平方メートルと一体利用されており、宅地部分を併せた合計面積は584.08平方メートルになります。申請地を確認したところ申請のとおり、住宅および浄化槽の設置、駐車場として使用されていまふ。

議長（12番 桑 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤 勝市 委員） 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。相続をしてみたら転用許可を取っていなかったことが判明したということで私も申請地を確認してまいりました。許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。

3番（高橋 信之 会長職務代理者） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要は先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地は現在柿等が植えてありましたが、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

13番（彦久保 利平 委員） 番号3について意見を申し上げます。現地を確認してまいりました。申請者は親子で130頭ほど酪農を営んでおり子の家の新築に伴い測量してみたら転用許可を取っていなかったことが判明したということで許可を相当とすることで致しかたないものであると考えます。

議長（12番 桑 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（12番 桑 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（12番 桑 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案13号について採決をいたします。議案13号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

議長（12番 桑 東男 会長） 全員が賛成であります。 よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第20号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（11件）

議長（12番 桑 東男 会長） 次に、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事 番号1及び番号2の案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、借受人は 株式会社〇〇〇、譲渡人は △△さん、△△△さん。申請地は、上宮地町 畑 2筆 計899平方メートルで、△△さん所有の土地は昭和61年に相続により、△△△さん所有の土地は昭和49年贈与により取得されています。

案内図の 5ページをご覧ください。申請地は 秩父警察署前交差点のすぐ北側にあり、立地の基準につきましては市外化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は店舗用地です。申請事由ですが、現在、借受人は申請地のすぐ北側に店舗を構え、コンビニエンスストアを経営していますが、駐車場も狭く、一方向からの進入しかできないなど、店舗用地として使用するには不自由を抱えていました。この度、国道を含む道路二本に隣接しており、かつ営業を行なううえでも十分な面積を有する申請地を借り受ける話がまとまったため、借受人との間に賃貸借権を設定し、ここにコンビニエンスストアを移転し、店舗用地として使用したいとして申請されました。

なお、計画では、申請地二筆に隣接する宅地1筆331.48㎡を併せた、計1230.48㎡を一体利用することとなっています。

現地を確認しましたところ、よく管理された農地でした。

続きまして番号2について説明します。譲受人は 〇〇〇株式会社。譲渡人は 被相続人亡△△ 相続財産管理人 弁護士 □□ さん。

申請地は、伊古田字田ノ入 畑 1筆 774平方メートルで、平成12年土地改良法の換地処分による所有権登記がなされたのち、平成26年に相続人不在のため、亡△△相続財産に登記名義人氏名が変更されています。

案内図の 6ページをご覧ください。申請地は大田中学校から南南西に約1400メートル離れた場所にあり、立地の基準につきましては、良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地と判断しました。

転用目的は資材置場用地です。申請事由ですが、申請地は昭和46年頃より、譲

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

受人が△△△さんより土地を貸借し、資材置場として使用していました。その後、△△△さんは△〇さんと所有する畑を相互に貸し合うようになりました。それに伴い、譲受人は△〇さん、△〇さんの死後はその相続人である〇△〇さんから引き続き土地を賃借しておりました。

ところが、△△△さんは実際の土地所有者ではありませんでした。平成27年、譲渡人より本申請地の明け渡しを求める訴訟が提起されました。長年にわたり資材置場として使用してきた譲受人は、今後も引き続き利用していきたいとして、申請地を譲渡人から買い取ることで和解を成立させ、このたび農地転用の申請されました。申請にあたっては、農地法の許可を得ないまま申請地を資材置場として使用してきたことに対する始末書も添付されています。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年12月25日付けで、除外の決定を受けており、また当申請地は土地改良区内に存在する農地ですが、農事組合法人大田営農より農地転用することについて差し支えない旨の意見書が添付されています。隣接農地耕作者からの承諾書も添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認したところ、倉庫が建てられているなど申請通り資材置場となっておりました。私からの説明は以上です。

高野 明生 参与 番号3から番号7までの案件について説明をいたします。

まず、3番ですが、借受人は、〇〇さん貸渡人は、△△さんです。

申請地は、別所字原田 田 1筆 321㎡で、貸渡人が、平成26年に相続により取得した土地です。案内図の、7ページをご覧ください。申請地は、別所運動公園競技場南西、80m付近に位置しております。立地の基準につきましては、良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は、現在、家族とともに秩父市内のアパートにて生活しておりますが、日常手狭となってきたため、父親所有の申請地を借り受け、住宅を建築し居住するために申請されました。設計図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われれます。

また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農地でしたが、平成29年12月25日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。現地を確認しましたところ、保全管理状態の農地でした。

次に4番ですが、借受人は、〇〇さん貸渡人は、△△さんです。申請地は、上影森字下原 畑 1筆 278㎡で、貸渡人が、平成27年に相続により取得した

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

土地です。案内図の、8ページをご覧ください。申請地は、秩父病院の東、380m付近に位置しております。立地の基準につきましては、申請地は市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、借受人は、現在民間の賃貸住宅に居住していますが、手狭で何かと不便なので、実家の土地に自己住宅を建て、安定した生活を図りたいとのことです。設計図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われ

ます。また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。現地を確認しましたところ、保全管理状態の農地でした。

次に、5番ですが、譲受人は、〇〇さん 譲渡人は、△△さんです。申請地は、下影森字内出 畑 2筆 318㎡で、譲渡人が、昭和54年に贈与により取得した土地です。案内図の、9ページをご覧ください。場所は、影森郵便局の南、秩父鉄道を跨いで75m付近に位置しております。立地の基準につきましては、申請地は市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、隣地に住まいがあり、子供が結婚し同居する予定であるため、隣接の土地を購入して、自動車の車庫及び物置等を設置し、安定した生活を図りたいとのことです。また、申請地は、平成28年3月頃より、駐車場及び子どもの遊び場として貸していたとのことで、始末書も添付されております。設計図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われ

ます。次に、6番ですが、借受人は、〇〇さん貸渡人は、△△さんです。申請地は、下影森字甲下原 畑 1筆 154㎡で、貸渡人が、昭和54年に贈与により取得した土地です。案内図の、10ページをご覧ください。申請地は、秩父県土整備事務所の北、370m付近に位置しております。立地の基準につきましては、申請地は市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は、隣地に居住しており建物敷地を拡張して安定した生活を図りたく、また、貸渡人は土地への侵入等が不便で、農地として耕作できないため、使用貸借権を設定のうえ、申請されました。また、申請地は、平成27年8月頃より駐車場及びスチール製の物置2棟の設置場として貸していたとのことで、始末書も添付されております。現地を確認しましたところ、駐車場と物置2棟の設置場として使用されておりました。

最後に、7番ですが、譲受人は、医療法人 〇〇 理事長 〇△さん 譲渡人は、△△さんです。申請地は、和泉町 畑 1筆 887㎡で、譲渡人が、平成

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

11年に土地改良法の換地処分により取得した土地です。案内図の、11ページをご覧ください。申請地は、秩父病院の北東に隣接しております。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は、秩父病院で現在使用している駐車場は、診療時間になると満車で、利用者及び職員が駐車できなくなることがあり、不便なため、病院隣接の申請地に駐車場を計画したとのことです。設計図、資金計画等も整っておりますので、計画上問題はないと思われます。現地を確認しましたところ、約半分が作付けされている管理された農地でした。私からは、以上でございます。

帆刈 敏晃 主幹 番号8から番号10までの案件について説明をいたします。

それでは番号8の説明をいたします。借受人は、〇〇さん、貸渡人は、△△さんです。申請地は、山田字桑原沢・畑・1筆・80平方メートルで、平成25年に相続により取得した土地です。案内図の12ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の北東約350メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人の〇〇さんは、昭和48年頃から、農地法の許可を取得しないまま、貸渡人の先代より本申請地を借り受け、住宅を建て居住していたとのことです。今後も同様に住宅敷地として使用したいとのことから、借受人、貸渡人、両名から始末書添付のうえ、このたびの申請に至りました。申請地には借受人所有の住宅が建っております。

つづいて番号9の説明をいたします。買受人は、有限会社〇〇、売渡人は、△△さんです。申請地は、山田字木戸原・畑・1筆・247平方メートルで、平成16年に相続により取得した土地です。案内図の13ページをご覧ください。申請地は、高篠小学校の北北西約160メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、買受人の〇〇が建売住宅のための土地を探していたところ、現在不耕作で、今後も耕作をする予定の無い本申請地を譲っていただけることになり、このたび転用申請されました。計画では、建売住宅1棟を建築し販売する予定とのことです。また、申請地の隣接に農地は無く、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われます。

つづいて番号10の説明をいたします。買受人は、〇〇さん、売渡人は、△△さんと△〇さんです。申請地は、山田字下西新木・畑・3筆・計266.20平方メートルで、平成7年と平成27年に相続により取得した土地です。案内図の1

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

4 ページをご覧ください。申請地は、高篠中学校の南約 800 メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。申請事由ですが、買受人家族は現在、市内寺尾にあるアパートにて生活しておりますが、子供もでき何かと手狭になってきたとのこと。そこで本申請地を買い受け、ここに住宅を新築し居住したいとして、このたび転用申請されました。申請地は現在、保全管理状態でありました。申請地の隣接農地所有者から転用申請を行うことの承諾も得ており、周辺の営農についての配慮はなされているものと思われま。私からは以上です。

新井 幸男 主幹 番号 1 1 の案件について説明をいたします。

譲受人は 〇〇さん、譲渡人は △△さん、△〇さんです。

譲渡人は譲受人から見て、父、祖母となります。申請地は下吉田字新志、畑 2 筆、4 2 6 平方メートルで、昭和 5 0 年に相続により取得した土地です。案内図の 4 ページをご覧ください。申請地は、主要地方道皆野両神荒川線 龍勢会館前交差点から南約 1 0 0 メートルにあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。次に、申請の目的ですが、自己用住宅用地です。譲受人は、申請地付近にあります、父親の所有する住宅に家族 人で居住していますが、手狭であり、譲受人夫婦は将来のことも想定したうえでかねてより新たな住宅の建築を考えていました。そこで父親に相談したところ住宅の隣にある母屋が老朽化しているため、すぐにでも壊さなければならないことから、母屋を解体し、その跡地に住宅を建築してはどうかと提案されました。譲受人は父親とともに酪農業を営んでいるため、牛舎の近くでもある本申請地は立地条件がよいことから、ここを転用し住宅用地として使用したいと、使用貸借権を設定の上、申請されました。計画では、隣接する宅地 1 4 2. 5 平方メートルと一体利用することになっており、これを併せた敷地面積の合計は 5 6 8. 5 2 平方メートルとなります。また、申請地は農地ではありますが、現状は母屋が建っており、その他の部分は庭として使用されています。この度の申請にあたっては昭和 2 0 年ころより住宅敷地として使用してきたことについて、譲渡人 2 名からの始末書が添付されています。なお、隣接する農地は譲渡人所有の農地であることから周辺の営農に悪影響を与えることはないと思われま。資金計画調達計画も整っており、建築費の他に解体費用も見込まれていることから計画に支障はないと思われま。申請地の現況を確認しましたところ、母屋の前は庭として使用している状況が確

認できました。

議長（12番 桑 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤 勝市 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。コンビニ店舗を営業するには現在地より適していると感じました。第3種農地であり、許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。

5番（富田 和雄 委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。市道と河川に挟まれた土地であり周辺農地にも影響はないものと思われまます。許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。

11番（豊田 辰夫 委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。陽当たりのいい場所で周辺には市民農園がありますが、許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。

8番（豊田 恵男 委員） 番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。保全管理してありましたが、隣接地の承諾もあり許可を相当とすることでよろしいものであると考えます。

2番（横田 友 会長職務代理者） 番号5について意見を申し上げます。住宅拡張用地ということで車庫、物置用地にするのも止むを得ないと思います。番号6の案件は周辺が住宅地で今後も住宅が増えていくような場所であり、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

11番（豊田 辰夫 委員） 番号7の案件について意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。土地改良区ではありますが、病院の駐車場とすることも致しかたないものであると考えます。

7番（新田 恭一 委員） 番号8の案件について意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。農地転用の許可を得ていないことが判明し既に住宅も建築してあることから致しかたないものであると考えます。

3番（高橋 信之 会長職務代理者） 番号9の案件について意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。譲渡人は東京に居住しており現地も不耕作の状況でした。耕作するには難しいので致しかたないものであると考えます。

7番（新田 恭一 委員） 番号10の案件について意見を申し上げます。私も申

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

請地を確認してまいりました。売渡人も遠方に住んでおり買受人も住宅用地を必要としていることから致しかたないものであると考えます。

13番（彦久保 利平 委員） 番号11について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることによりよろしいものであると考えます。

議長（12番 糸 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（12番 糸 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

3番（高岸 義雄 推進委員） 5番の案件ですが、一般住宅用地については500㎡以下という決まりがあったと思うんですが、隣接の土地と併せると如何なんでしょうか。

帆刈 敏晃 主幹 一般住宅については概ね500㎡以下と言っていますが、この案件は隣接地と併せて545㎡ほどありますが、超過面積が1割未満で土地の形状等を考慮した結果、概ねという部分に該当するものと考えております。

議長（12番 糸 東男 会長） 他に質疑はありますか。

（「無し」という人あり）

議長（12番 糸 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案20号について採決をいたします。議案14号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（12番 糸 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第21号上程 農用地利用集積計画の決定について （3件）

議長（12番 糸 東男 会長） 次に、議案第21号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事 議案第21号 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。本案3件は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも平成30年4月6日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることを目的としています。それでは、計画の内容を申し上げます。本案3件は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地についてですが、番号1につきましては太田字富田、畑4筆、計2735㎡です。案内図の15ページをご覧ください。この畑は、太田交差点から南西に約570メートル離れた場所にあります。

番号2、番号3につきましては案内図の16ページをご覧ください。番号2は太田字横捲 畑 1筆 245㎡、番号3も 太田字横捲で 田 1筆 930㎡で、大田公民館から東北東に約200メートル離れた場所にあります。

利用権を設定する期間はいずれの案件についても、平成30年8月1日から20年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。説明は以上です。

議長（12番 桑 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番（富田 和雄 委員） 議案第21号に係る利用集積について意見を申し上げます。まず1番の案件ですが貸付人は他にも多く農地を所有していますが、まとまった土地がここだけなので、公社へ貸付け利用集積を図りたいとのことです。次に2番と3番の案件ですが、次の段階で配分が決まれば耕作をしていただけるわけですから、決定してよろしいものと考えます。

第4区（新井 一郎 農地利用最適化推進委員） 1番から3番まで案件について意見を申し上げます。4番委員と同様な意見です。よろしくお願ひします。

議長（12番 桑 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（12番 桑 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（12番 桑 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、議案21号について採決をいたします。議案第21号

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（12番 桑 東男 会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

議案第22号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議長（12番 桑 東男 会長） 次に、議案第22号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井 幸男 主幹 議案第22号 農用地利用配分計画について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年4月4日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、業務執行役員の一人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などにたいし、判断するものです。計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第3回総会、議案第15号におきまして農用地利用集積計画を決定し、平成30年3月26日に公示し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の17ページをご覧ください。秩父市下吉田字上野において、畑2筆1,551平方メートルにつきましては、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間及び賃借料については、貸借期間10年、賃借料については1年、10アール当たり、1,000円になります。担い手となる〇〇さんは、「秩父市農業担い手育成塾」を3月で卒業し、ぶどう畑を借りて、この春から本格的に農業に取り組んでいるところですが、ぶどうは収穫できるまでに時間がかかることからこのたび畑を借り受けることとなりました。農地の配分が決定した後は、インゲンなどの栽培を行う予定です。この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っておりまして、適切であると判断しております。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇又は△△等で伏せています。〕

議長（12番 桑 東男 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番（高野 忠財 委員） 議案第22号に係る利用配分についての考え申し上げます。私も事務局と引間最適化推進委員とで申請地を確認してまいりました。借受人も別の農地においてぶどう栽培に励んでおり、今後はインゲンの栽培にも励みたいということです。一生懸命頑張っていますのでよろしくお願い致します。

議長（12番 桑 東男 会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（12番 桑 東男 会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（12番 桑 東男 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第22号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（12番 桑 東男 会長） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（桑 東男 会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これを持ちまして、秩父市農業委員会平成30年第4回定例総会を閉会いたします。